平成２６年（フ）第３４号
香川県観音寺市大野原町大野原3555番地２
破産者　大平明日香（旧姓佐長）
1　決定年月日　平成27年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所観音寺支部

平成２６年（フ）第３５２号
熊本市西区二本木２丁目16番３－902号
コートベネッセ熊本駅南
破産者　桜井　史行
1　決定年月日　平成27年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２０９号
釧路市鳥取大通４丁目17番12号
破産者　福田　房代
1　決定年月日　平成27年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第４８号
宮城県石巻市蛇田字中埣５番地14、前住所宮城県石巻市蛇田字新下沼75番地１
破産者　佐藤　文明
1　決定年月日　平成27年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２６年（フ）第１４２６号
横浜市磯子区田中１丁目26番１－202号
破産者　雪下　裕恭
1　決定年月日　平成27年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１４６２号
横浜市戸塚区深谷町1252番地13　ドリームハイツ３棟512号、開始決定時の住所横浜市戸塚区深谷町686番地14
破産者　田中　小枝
1　決定年月日　平成27年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１９１１号
横浜市神奈川区浦島丘３番地40　ベイサイドハウス201号
破産者　山田　史織（旧姓伊堂）
1　決定年月日　平成27年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１９４７号
神奈川県藤沢市大庭5238番地の８　ｍａｉｓｏｎ　ｄｅ　ｓｈｏｏｔⅠ201
破産者　廣地　　晃
1　決定年月日　平成27年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１９４８号
神奈川県藤沢市大庭5238番地の８　ｍａｉｓｏｎ　ｄｅ　ｓｈｏｏｔⅠ201
破産者　廣地真智子（旧姓残間）
1　決定年月日　平成27年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１２５号
長野県上田市古安曽3799番地
破産者　竹花　　勝
1　決定年月日　平成27年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第１０１号
岐阜県不破郡垂井町東神田２丁目57番地　プリシェール東神田Ａ101号
破産者　西脇　英一
1　決定年月日　平成27年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２６年（フ）第２０６号
静岡県伊豆の国市古奈181番地の２　カルムクリノキ202号、開始決定時の住所静岡県伊豆の国市長岡104番地　ロイヤルマンション伊豆長岡312号
破産者　松本　吉正
1　決定年月日　平成27年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第２４７号
静岡県御殿場市仁杉732番地の２
破産者　福島　宏益
1　決定年月日　平成27年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第２７６号
山梨県北杜市長坂町白井沢522、住民票上の住所静岡県御殿場市中畑1498番地の１
破産者　小松　芳夫
1　決定年月日　平成27年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第１８１号
神奈川県横浜市青葉区奈良２丁目９番地３ベルコテーＢ－201、破産手続開始決定時の住所静岡県富士宮市城北町407番地の12
破産者　望月　美和
1　決定年月日　平成27年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第４６８号
京都市南区東九条南河辺町78－２　セントフローレンスパレス十条408、住民票上の住所京都市北区紫竹栗栖町43番地１
破産者　青山　浩和
1　決定年月日　平成27年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第５７７号
京都市南区上鳥羽苗代町１番地　メゾンブランシュＢ－305号室
破産者　大頭　剛史
1　決定年月日　平成27年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第３２９号
奈良市四条大路３丁目４番39－203号
破産者　森田　一成
1　決定年月日　平成27年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第６０号
香川県高松市新田町乙11番116、開始決定時の住所香川県高松市亀岡町19番21号
破産者　山谷　康久
1　決定年月日　平成27年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係